

平成24年3月5日

福島県商工会連合会  
会長 田子正太郎様

東京電力株式会社  
取締役社長 西澤 俊夫

## ご 回 答

弊社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所における事故（以下、「本件事故」といいます。）により、福島県民のみなさまをはじめ、広く社会のみなさまに大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、心より深くお詫び申し上げます。

弊社といたしましては、本件事故に伴う損害賠償の実施にあたって平成23年11月4日に緊急特別事業計画として発表させていただいた「親身・親切な賠償のための5つのお約束」にもとづき、迅速かつきめ細やかな賠償のお支払いをお約束しております。みなさまの「ふるさと Fukushima」の再生に向けましても、引き続き、誠実にご要望に対応してまいる所存です。

さて、平成24年1月25日付で賜りました「『商工会“復興”総決起集会』の決議に関する要求書」につきまして、下記のとおりご回答申し上げます。

## 記

### 1. 原子力損害賠償の完全実施

弊社といたしましては、本件事故により極めて多数の被害が発生しているなか、弊社独自の判断により原子力損害の範囲を認定することが困難である状況に鑑み、中立・公正な立場にある原子力損害賠償紛争審査会（以下、「紛争審査会」といいます。）が策定した中間指針を踏まえ、迅速かつ公平な賠償に取り組んでおります。

また、中間指針で明示的に類型化されていない損害項目につきましても、個別にご事情をお伺いし、本件事故と相当因果関係が認められる損害につきましてもは適切に対応してまいります。

### **(1) 財物価値の喪失・減少に伴う損害賠償**

「財物価値の喪失または減少等」に対する賠償のうち、警戒区域内にある自動車の一部に対する賠償につきましては、本年2月7日よりご請求受付を開始させていただきましたが、その他の財物に関しましては、紛争審査会でのご審議の進捗や避難区域等の見直しを前提に、本年4月中に土地や建物の賠償に関する基準策定の方針や体制整備の方針についてお示ししたいと考えております。

### **(2) 早期の事業再開、転業など特別の努力を行った者への賠償**

早期の事業再開や転業など、生活再建への特別の努力をされた方々がご負担された追加的費用につきましては、具体的にご事情をお伺いさせていただき、必要かつ合理的な範囲で賠償させていただくこととしております。具体的には、被災事業者の方々が避難等指示区域から同区域外に事業拠点を移転させた費用や就労されていた方々が本件事故の影響で配置転換や転職などを余儀なくされた場合に負担した転居費用、通勤費の増加をはじめ、就職活動に要した交通費などについて、賠償させていただきます。

また、中間指針において、就労不能等に伴う損害の終期の検討にあたり、早期の転職や臨時的就労など特別の努力を行った方々が存在することに留意する必要があるとされておりますので、弊社といたしましては、今後の紛争審査会における議論の状況を踏まえ、適切に対応させていただきます。

### **(3) 風評被害等に伴う損害賠償**

弊社は、中間指針を踏まえ、風評被害をはじめとする事業者の方々が受けられたさまざまな損害に対する本賠償を進めるとともに、中間指針で類型化されていない損害項目につきましても、個別にご事情をお伺いし、本件事故と相当因果関係が認められる損害につきましては適切に対応してまいります。

被災事業者の方々へのご案内は、福島県内はもとより福島県外に避難されている方々につきましても説明会等も鋭意開催するなど、引き続き、ご請求に関するお手伝いにつきまして、全力で取り組んでまいります。

#### **(4) すべての県民への精神的損害賠償**

弊社といたしましては、被害を受けられた多数の方々に対して迅速かつ公正な賠償を行っていくためには、中間指針や紛争審査会における議論等を踏まえて対応することが肝要であると考えており、本件事故による精神的損害に対する賠償についても、その趣旨を尊重して適切に対応してまいります。

#### **(5) 避難等指示区域解除後の十分な賠償期間の確保**

本件事故と相当因果関係が認められる損害につきましては、賠償の対象と認識しており、今後の紛争審査会における終期のご議論も踏まえながら、適切に対応してまいります。

#### **(6) 自主的避難に伴う費用の賠償**

昨年12月6日に紛争審査会において決定された中間指針追補（自主的避難等に係る損害について）を踏まえ、「自主的避難等に係る損害」に対する賠償について、本日3月5日より請求書類の発送を開始し、本年3月9日より受付を開始いたします。お支払いにつきましては、本年3月下旬の開始を目指してまいります。

なお、本件事故発生時に避難等対象区域から自主的避難等対象区域内に避難された方などに係る損害につきましては、第3回の本賠償にあわせてご請求いただくこととさせていただきます。請求に関する詳細は改めてお知らせいたします。

## **2. 原発事故の完全収束と除染対策の実施**

本件事故の収束に向けた復旧・安全確保につきましては、様々な関係者の方々からご支援・ご協力をいただき、昨年12月16日に「福島第一原子力事故の収束に向けた道筋」におけるステップ2の目標「原子炉は冷温停止状態に達し、不測の事態が発生した場合も、敷地境界における被ばく線量が十分に低い状態を維持することができるようになり、安定した状態」を達成いたしました。今後も引き続き、原子炉および使用済燃料プールの安定的冷却状態を確立し、放射性物質の放出を抑制することで、避難されている皆様のご帰宅の実現のみならず広く国民の皆様が安心して生活いただけるよう、全力で取り組んでまいります。

除染に関する緊急実施基本方針や放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、国や自治体の実施する除染につきましては、国の負担により実施されるものと

伺っておりますが、弊社は、事故の原因者として、市町村の除染計画策定を支援する国の専門家派遣事業に技術面で協力するなど、国とともに、最大限取り組んでまいります。

なお、現状福島原子力発電所周辺で本件事故により避難生活を余儀なくされている方も多数おられることから、引き続き、福島原子力発電所の安定状態の維持と発電所周辺市町村におけるモニタリング・除染を最優先に取り組むこととさせていただきたいと考えております。

### **3. 風評被害の早期払拭等への支援強化**

弊社は、昨年12月16日に、福島第一原子力発電所事故の収束に向けた道筋におけるステップ2の目標「放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられていること」の達成を確認いたしました。引き続き、確実に安定状態を維持しつつ、中期的課題に取り組んでいくなかで、避難されている方々のご帰宅の実現および国民の皆さまが安心して生活いただけるよう、関係機関と一体となって不断の努力を継続してまいります。

あわせて、福島県民の皆さまに少しでもお役に立つことができるよう、福島県産品の購入を含む様々な支援活動を継続的に取り組んでおります。具体的には、立地地域の特産品購入を通じて振興を図るため弊社独自で運営しているウェブショッピングを活用して、物産購入勧奨も併せて実施しています。また、広く社員に物産購入を勧奨する手法として、社内ネットワークに福島県支援活動情報サイトを立ち上げ、イベント情報、物産購入勧奨を行っています。今後、これらのツールを最大限活用してまいりたいと考えております。

また、被災された地元企業さまへの発注につきましては、まず震災前の状態に戻すべく、福島第一原子力発電所事故の収束に使用する汎用資機材、一般建築・土木工事を中心に、極力地元企業さまからの調達を進めているところです。

今後も引き続き、被災された地元企業さまからの調達回復に努めるとともに、できる限りその拡大を図ってまいります。

以 上